

定年延長に伴う60歳以降の貸付金の償還について

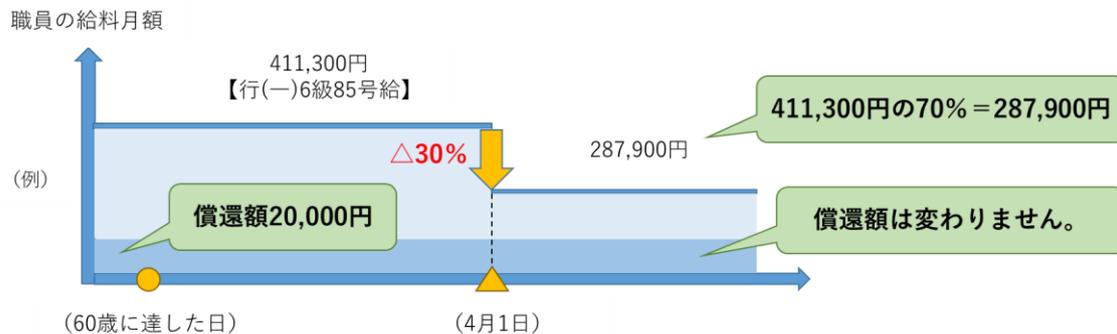
地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月から定年年齢が段階的に引き上げられ、職員の給料月額が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、7割水準となります。

当組合の貸付けを受けている方は60歳以降も償還が続くこととなりますが、償還額は変わらず、給料等から控除されますのでご注意ください。

なお、申し出により、未償還元利金の全部または一部を繰上げて償還することができます。

～給料月額の7割措置時のイメージ～

60歳超職員の給料月額 = (給料表の職務の級・号給に応じた) 給料月額の70% (70/100)



【参考】繰上償還について

償還方法	共済組合提出期限	
	一部繰上償還	全部繰上償還
毎月償還	毎月5日	毎月5日
毎月・期末勤勉 手当併用償還	6月5日・12月5日	